

募 集

令和7年二十歳のつどい実行委員募集

令和7年1月12日(日)に開催予定の二十歳のつどいの企画・運営に携わる実行委員を募集します。生涯の思い出に残る二十歳のつどいを開催するために皆さんの積極的な応募をお待ちしています。実行委員会は、二十歳のつどいまでに4～5回程度開催予定です。対平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人 ■ 募集期間令和6年6月14日(金)まで 申氏名・生年月日・出身中学校・連絡先・メールアドレスを記載のうえ、FAXかメール・電話でお申し込みください。問協働推進課☎079-435-2364 FAX079-435-0367 ✉kyodo@town.harima.lg.jp

兵庫県

はじめての「スマホ」講習会(上半期)

スマホ(スマートフォン)を使ったことがない人や使い方に不安がある人を対象に、講習会を開催します。日①6月18日(火)14時～16時②6月20日(木)14時～16時③6月25日(火)14時～16時 場中央公民館第5研修室 内電源の入れ方などの操作から、カメラやインターネットの使い方など、スマホの基本的な使い方について学べます 講携帯電話事業者 定各回先着10人 持特に無し 費無料 申各開催日の1週間前までに電話かFAXで申し込みが必要です。企画課☎079-435-0356 FAX079-435-0609



スマホ講習会

教 育 ・ 協 働

播磨町で新婚生活をスタートしよう!

～結婚新生活支援補助金について～

少子化対策推進のため、結婚して町内で新生活を始める新婚世帯に対して住居費や引越費用の支援を行います。対令和6年1月1日から7年3月31日までに婚姻され、夫婦ともに39歳以下であり、夫婦の所得金額の合計が500万円未満の世帯 ■ 補助金額新居の住居費および引越費用の合計額上限30万円(29歳以下:上限60万円) ※予算の上限に達した場合、受付を終了させていただきます。問詳しくは町ホームページをご確認いただくか、協働推進課にお問い合わせください。☎079-435-0565



結婚新生活支援補助金

小・中学校の就学援助制度

町立小・中学校の学用品費および給食費などに対して援助します。対生活保護世帯または世帯全員の合計所得が基準額以下の世帯 ※昨年度に認定された世帯も再度申請願います。また、期間後も随時受け付けしますが、受付期間以降の申請については、4月1日にさかのぼって認定できませんのでご注意ください。日6月3日(月)～17日(月)(土・日曜日は除く) 時8時30分～12時、13時～17時15分 申問播磨町教育委員会教育総務課 ☎079-435-0533



小・中学校の就学援助制度

奨学金制度

経済的理由により就学が困難な学生などに対して奨学金を貸し付けします。対高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校、各種学校、大学および短期大学など(ただし私立学校については学校法人が設置運営する学校であること)に在学中で、所得が奨学生資格審査委員会の定める基準額以下の人 日6月3日(月)～17日(月)(土・日曜日は除く) 時8時30分～12時、13時～17時15分 申問播磨町教育委員会教育総務課 ☎079-435-0533



奨学金制度

催 し

産業環境課、播磨町立図書館

親子で見て☆話して☆体験する「夏休みおもしろ教室」

身近なこと・ものから、知る楽しみを学ぶことを目的に「リサイクル」「生き物」など、いろいろなテーマの講座を開催します。日7月29日(月)～8月9日(金) 場中央公民館2階視聴覚室ほか ※詳細はホームページをご覧ください。申ホームページからお申し込みください。問産業環境課環境係☎079-435-2721



夏休みおもしろ教室



ポリテクセンター加古川 受講者募集説明会 日6月11日(火)13時～15時(予定) 場ポリテクセンター加古川 対職業訓練を受けて再就職を希望する人 定各回30人 内溶接板金加工科、住宅リフォーム技術科の説明・施設見学 費無料 問ポリテクセンター加古川☎079-431-2517

郷土資料館

月曜日休館(月曜日が祝日の場合は翌平日が休館) ☎079-435-5000

第1回歴史講座

「郷土資料館蔵『海外新聞』第6号を読む」

歴史講座を開催します。日6月1日(土)14時～15時30分(開場13時30分) 場中央公民館視聴覚室 定80人 内播磨町郷土資料館には日本初の民間新聞である『海外新聞』第6号の現物が保管されています。一緒に第6号を読み、当時の背景について考えてみませんか。講山口豊(元武庫川女子大学教育学部 教授) 費無料 ※中央公民館共催、播磨町ふるさとの先覚者顕彰会協賛。申事前に申し込みが必要です

布ぞうりをつくろう

わらぞうりを作る要領で布ぞうりを作ります。部屋履きにぴったりです。大人も大歓迎です。日6月9日(日)10時～15時 場学習室 対小学5年生以上 定5人 費800円 申事前に申し込みが必要です



図書館

第2・4水曜日休館 ☎079-437-4500

はりま読書の会

日6月16日(日)11時～12時 場2階視聴覚室 対中高生～一般 定10人 ※参加人数が多数の場合は抽選 持おすすめの本1～2冊程度

今月の本だ(一般)

「空、いろいろ。」

作品名	作者
身近な気象のふしぎ	近藤 純正/著
虹の図鑑	武田 康男/文・写真
気象病ハンドブック	久手堅 司/著
気象災害から身を守る大切なことわざ	弓木 春奈/著
「空の科学」が一冊でまるごとわかる	白鳥 敬/著



播磨町ホームページ

イベント情報はホームページのイベントカレンダーもご覧ください。

r.qrqr.comと表示されるQRコードはアクセス解析のためにCookieを使用します。アクセス解析は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。

「第15回 播磨町図書館を使った調べる学習コンクール」作品募集

図書館や学校図書室などの本を使って、実験や施設見学などの体験も取り入れながら、どのように調べていったか、その結果何が分かったかをまとめてください。テーマは自由です。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。■ 募集期間8月1日(木)～9月30日(月) 対播磨町内、東播磨地域に在住・在学・在勤の小学生以上の人 ※入選した作品は全国の「図書館を使った調べる学習コンクール」に推薦します。申図書館2階窓口へ持参または郵送(自己負担)〒675-0156 播磨町東本荘1-5-55



地域連携交流施設 (はりまデザインラボ)

毎週日曜日休館 ☎079-437-0141

フォークダンス体験会

初心者大歓迎です。音楽に合わせて楽しく体を動かしましょう。日6月22日(土)14時～16時 持運動靴(室内用)、動きやすい服装、飲み物 費100円

定例の催し

- 川柳(自由俳句)教室 日6月6日(木)10時～12時 内五・七・五のリズムに載せて自由にのびのびと 講石川街子 持筆記用具 費600円
- フォークダンス教室 日6月8日(土)、22日(土)14時～16時 内楽しく体を動かそう! 持運動靴(室内用)、動きやすい服装、飲み物 費1回500円
- ダンスちゃれんじ 日6月6日(木)、20日(木)16時30分～17時30分 内障害のある子どもの体力作り 費1,500円(月会費)
- 大人のぬりえ 日6月3日(月)10時～12時 持色鉛筆、お茶 費200円(月会費)
- グリーンボランティア募集 日6月13日(木)10時～11時30分 持飲み物
- おりぞめくらぶ 日6月5日(水)10時～12時 持汚れてもいい服 費800円
- 折り紙教室 日6月18日(火)10時～12時 費600円
- 親子ふれあい遊び【まんまる】 日6月10日(月)、24日(月)10時～11時30分 対1歳6か月～3歳 定8組(最小催行人数3組) 内親子遊び、手形・足形アートなど 講chisato 持水筒、タオル 費1回1,000円(材料費)2人目以降きょうだいの材料費200円

税 と 財 務

令和6年度個人町民税・県民税における定額減税

令和6年度税制改正の大綱において、令和6年度分の個人町民税・県民税において定額減税が実施されることとなりました。対 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下に相当)の人 ※ 町民税・県民税が非課税もしくは均等割のみ課税される人は対象外となります。■ 減税額納税者本人1万円。控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円 ■ 実施方法 ■ 特別徴収(給与から天引きされる人) 年税額から減税し、年税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11ヵ月に分割して徴収します。■ 普通徴収(口座引落もしくは納付書でお支払いの人) 第1期分の税額から減税し、減税しきれない分は第2期分以降の税額から順次減税します ■ 年金特別徴収(年金から天引きされる人) 令和6年10月分の税額から減税し、減税しきれない分は令和6年12月分以降の税額から順次減税します。※ その他詳細については、播磨町ホームページまたは電話でお問い合わせください。問 税務課住民税係 ☎079-435-0358



令和6年度個人町民税・県民税における定額減税

住民税(町県民税)の減免

退職や失業などにより収入が無くなったり、著しく減少したりした場合、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。■ 申請減免の申請をする人は、申請期限(納期限)までに申請書をご提出ください。対 ■ [A] 次の①～③に該当する人① 令和5年中の総所得金額が500万円以下の人② 失業、休業・休職、または廃業などがあった人(休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります)③ 令和6年中(令和6年1月～12月)の総所得金額の見込額が、令和5年中(令和5年1月～12月)の総所得金額と比べて半分以下に減少すると認められる人 ■ [B] 納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる場合(課税の基礎となった年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が200万円以下であること) ■ [C] 勤労学生、未成年、障がい者、寡婦(ひとり親)、療養など 持 納税通知書、前述の②に該当することが確認できる書類(雇用保険受給資格者証、離職票、税務署への廃業届出書控、医師の診断書など)、所得見込計算書及びその所得金額等が確認できる書類(給与明細、年金振込通知書など)、相続



町県民税の減免

人の所得証明書(相続人が町民である場合は不要) ※ その他詳細については、播磨町ホームページ又は電話でお問い合わせください。問 税務課住民税係 ☎079-435-0358

滞納処分・法的措置を行います

町では、税金や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料などの強制徴収が可能な債権を、納期限を過ぎても納付していただけない人に対し、文書などで納付の催告をしています。それでも納付していただけない場合は、納期限までに納めていただいている人との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査及び財産の差押等の滞納処分を行います。

差押実績(令和5年度)

	税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
預貯金	69件	3件	1件
給与・年金	15件		1件
不動産	2件		
生命保険	30件		
その他債権	12件	3件	
動産等	4件		
合計	132件	6件	2件

また、学校給食費、奨学金返還金、し尿処理手数料などの強制徴収ができない債権についても催告等を行い、納付いただけない場合には支払督促や訴訟の提起といった裁判所を通じた法的措置を行います。

法的措置実績(令和5年度)

	学校給食費
支払督促	1件
合計	1件

○お早めにご相談を 督促状を放置したり、催告を無視したりしても問題の解決にはなりません。電話でも、窓口にお越しいただいても結構です。ぜひ一度ご相談ください。なお、毎月第4日曜日の9時から12時まで、休日納付相談窓口を設置していますので、平日にご都合がつかない方はご利用ください。

○口座振替をご利用ください 町では「忘れず安心、便利な口座振替」による納税を推奨しています。納税通知書に記載している各金融機関及びゆうちょ銀行の窓口や税務課、債権管理課で簡単にお申し込みいただけます。

問 債権管理課 ☎079-435-0348

暮 ら し

マイナンバーカードに関する休日受付

完全予約制です。事前に電話で予約してください。日 6月23日(日)、7月28日(日) 時 9時～12時 場 住民課①番窓口 問 マイナンバー専用番号 ☎079-437-7041

あなたは不審な電話、大丈夫?

自動録音機能付電話機等の購入補助をしています

日 5月1日(水)～令和7年1月31日(金) 場 役場1階特設コーナー(駐車場側玄関入ってすぐ左) ■ 補助対象 令和6年4月1日以降に購入した機器で次の①②の両方を備えているもの ①着信前自動警告機能(呼び出し音が鳴る前に相手に録音する警告メッセージを流す機能) ②自動録音機能(電話の通話内容を自動で録音する機能) ■ 補助額 固定電話機上限10,000円、外付け録音機上限5,000円 ※ 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録を参考にしてください。(https://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html) 購入前に対象機器の確認をしてください 申 申請書兼請求書(押印必要)に必要な書類を添えてご提出ください。宛名が対象者または申請する同居の家族の領収書の写し、購入機器の型番がわかる書類(取扱説明書など)の写し、補助金の振込先がわかるもの(通帳やキャッシュカード、提示のみ) ※ 詳細はホームページをご確認ください。問 産業環境課産業経済係 ☎079-435-0304

まちと上下水道

6月1日～7日は水道週間です

6月1日～7日まで、「たいせつに みずはみんなの たからもの」をスローガンに、水道週間が実施されます。播磨町では、大きな地震が起きても被害を最小限に抑えるため、水道施設の耐震化工事を進めています。

○水道展を開催します 日常生活に欠かせない水道について、住民の皆さまにご理解とご関心を深めていただくために、水道管の耐震化に関する展示を行います。この機会にぜひお越しください。日 6月1日(土)～7日(金) 場 中央公民館ロビー(展示は6月7日12時まで) 問 上下水道課経営係 ☎079-435-2379

防 災 と 安 全

加古川市防災センター

応急手当を学ぶ

■ ①普通救命講習Ⅰ 日 6月15日(土) 9時～正午 ■ ②普通救命講習Ⅰ(WEB) 日 6月18日(火) 9時～11時(自宅などで消防庁応急手当WEB講習を学習した人) ■ ③普通救命講習Ⅲ 日 6月23日(日) 9時～12時 ■ 共通事項 心肺蘇生法とAEDの使い方や止血法など ※ ①②は成人③は乳児～小児に対する応急手当 対 播磨町、稲美町、加古川市に在住か在勤、在学の人 定 先着各30人 申 講習会開催の2日前までに電話でお申し込みください 問 加古川市防災センター ☎079-423-0119 ※ 月曜日、第3日曜日、祝日は休館日

加古川市防災センター

防災展「風水害に備えよう」

風水害に備えて、写真、パネル、防災資機材などの展示をします。日 6月1日(土)～30日(日) 9時～17時 場 申 問 加古川市防災センター ☎079-423-0119

兵庫県加古川警察署

ひょうご防犯ネット

兵庫県警察では、ご登録いただいた人に兵庫県警察から犯罪情報や防犯情報などをメールでお知らせしております。子どもへの声かけ、特殊詐欺、わいせつ事案などの情報をいち早く皆さまにお届けする「ひょうご防犯ネット」に加入をよろしくお願ひします。■ 登録方法 QRコードを読み込むか次のURLに空メールを送信する ※ 登録料は無料です。問 加古川警察署 ☎079-427-0110



ひょうご防犯ネット

熱中症は予防が大事!

熱中症特別警戒アラートが始まります

4月から熱中症特別警戒アラートの運用が始まりました。熱中症警戒アラートは、危険な暑さが予想される場合に、暑さへの「気付き」を促し熱中症への警戒を呼びかけるものです。熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートが発表されるほどの暑い日はふだん以上に、昼夜を問わずエアコンを適切に使用して、こまめに水分・塩分の補給をするよう、周囲から声をかけていきましょう。(政府広報オンラインより作成 https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201206/2.html)





加古川医師会

令和6年 第1回 市民健康フォーラム「フレイル」って何？介護が必要になったら…？



日 6月6日(木) 時 14時～16時(受付13時30分～) 場 ウェルネージかこがわ マリンガホールおよびWEB (Zoom) 内講①「介護保険の申請から利用までの流れについて」坂本明(地域包括支援センターかこがわ西) ②「よく知って 上手に対応 フレイル対策」

田邊誠(松本病院 医師) ③「フレイル予防運動」廣瀬里帆(松本病院 理学療法士) 費 無料 定 80人 ※ 手話通訳あり。※ 事前の申し込みが必要です。WEBまたは電話でお申し込みください。申 加古川医師会事務局 ☎079-421-4301

播磨町いずみ会

料理教室

今月のテーマ「かしこく油脂を使って(脂質異常症予防)」

いずみ会料理教室 日 場 6月12日(水) 野添コミセン、6月19日(水) 南部コミセン、6月21日(金) 南部コミセン

男性料理教室 日 6月15日(土) 場 南部コミセン

各教室共通 対 播磨町に在住の人 時 9時30分～13時 定 各教室10人程度 持 エプロン、バングナ、ふきん、手拭きタオル、水分補給できるもの、筆記用具 ※ マスクの着用をお願いします。費 500円(当日徴収) 問 各教室開催日2日前までにお申し込みください。教育総務課学事係 ☎079-435-0533

6月は食育月間です

全国各地で実施される食育月間イベントへの参加や、食育の取り組みなどを実践しましょう。

保健と福祉

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の受付が終了します

申請期限 住民税均等割のみ課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の申請期限は6月28日(金)までです。申請期限を過ぎると給付金を受給できなくなりますので、お早めに健康福祉課までご申請ください。対 ①住民税均等割のみ課税世帯への給付(1世帯当たり10万円) ※ 基準日(令和5年12月1日)に播磨町の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、世帯全員の令和5年度分の住民税が均等割のみ課税であること、または均等割のみ課税の人と非課税の人で構成された世帯であること 対 ②18歳以下の児童がいる世帯への加算給付(対象児童1人あたり5万円) ■ ①の対象となっている世帯のうち基準日(令和5年12月1日)において、18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯であること 問 ①住民税均等割のみ課税世帯への給付 価格高騰重点支援給付金専用ダイヤル ☎079-437-0600 問 ②18歳以下の児童がいる世帯への加算給付 こども課 ☎079-435-2362

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の補聴器購入費用などの一部を助成します。※ 購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。対 次の要件を全て満たす児童。①児童の保護者が町内に住所を有すること②0歳から18歳に達する日以降の3月31日までの間にあること③両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと④補聴器の装用により言語の習得など一定の効果があると医師が診断していること ※ 助成を受けてから耐用年数を経過していない場合は対象となりません。■ 助成額(上限) ①補聴器購入費・ポケット式・耳かけ式・耳穴式(レディメイド)・骨導式ポケット式40,000円 骨導式眼鏡型・耳穴式(オーダーメイド)100,000円②補聴システム購入費・補聴システム(一式)100,000円③耳あて等交換費・耳あて(イヤモールド)6,000円・耳穴型シェル(オーダーメイド)18,000円 問 健康福祉課 ☎079-435-2361

在宅重度障害者医療器材購入助成事業

在宅の重度障がい者が、褥瘡(床ずれ)の治療・予防のために必要な医療器材を購入される場合に、費用の一部を助成します。※ 購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。対 次の要件を全て満たす人①身体障害者手帳1・2級または要介護4・5の認定を受けた人②町内に住所があり、在宅で、所得税が非課税の人③下肢または体幹機能に障がいのある人④知覚、膀胱、直腸障がい、その他運動機能障がいを有し、褥瘡(床ずれ)の治療または予防が必要な人 ■ 医療器材の品目 創傷被服材、保湿剤、湿潤のために必要な紙おむつ、パッド、おむつカバー、その他褥瘡(床ずれ)の治療または予防のために必要な器材 ■ 助成額 1ヵ月あたり上限4,000円 問 健康福祉課 ☎079-435-2361



在宅重度障害者医療器材購入助成

兵庫県立聴覚障害者情報センター

要約筆記者養成講座パソコンコース 受講生募集

日 6月27日～11月28日(8月15日を除く)(予備日12月5日、12日) 毎週木曜日 時 10時～15時(昼休憩1時間) ※ 事前説明会 6月6日(木)13時～15時30分 ■ 受講方法 オンライン(Zoom)または情報センター 場 加古川市総合福祉会館 定 12人 ※ 定員超過の場合は選考、受講可否は6月20日(木)までに、メールまたはFAXでお知らせします。費 受講料無料・テキスト代4,000円、資料・材料代1,000円 申 申し込みフォームよりお申し込みください ■ 締切 6月13日(木) 問 兵庫県立聴覚障害者情報センター 要約筆記者養成講座担当 ☎078-805-4175 FAX 078-805-4192 ✉ youyakuhaben@hyogo-chokaku.jp



要約筆記者養成講座(6月号)

播磨町民生委員児童委員協議会

福祉映画のつどい「東京タワー～オカンとボクと、時々、オトン～」

「家族の絆」をテーマに、友情、青春の屈託など、いま語りにくく感じづらいことをまっすぐ、そしてリアルに描いた感動作。平成の東京タワーの下、ボクとオカンとの日々を描いた200万部を超えるリリー・フランキーの自伝小説の映画化作品です。日 6月29日(土) 時 映画上映は13時から ※ 予約不要 場 中央公民館大ホール ※ 12時から木曜会やゆうあい園のチャリティーバザーが開催されます。手作りのバッグなどを用意しておりますので、お早めにお越しください。問 健康福祉課地域福祉係 ☎079-435-0311



播磨町ホームページ

イベント情報はホームページのイベントカレンダーもご覧ください。

r.qrqr.comと表示されるQRコードはアクセス解析のためにCookieを使用します。アクセス解析は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。

保険と年金

家族介護用品の給付制度

対 常時おむつを必要とし、介護保険の介護認定が要介護4または要介護5であり、町民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している家族 ■ 給付方法 支給限度額の範囲内で組み合わせた紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を、毎月1回、町が委託した事業者が各家庭に配達します。問 保険課地域包括ケア係 ☎079-435-0313

国民健康保険の加入・脱退手続きを忘れずに

国民健康保険は、職場の健康保険加入者、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている人、在留期間が3ヵ月以下の外国人を除き、すべての人に加入が義務付けられています。加入の手続きには、職場の健康保険の資格喪失証明書・本人確認書類などが必要です。また、国民健康保険に加入していた人が、職場の健康保険に入るなどした時には、加入先の被保険者証と国民健康保険被保険者証を持参のうえ、必ず国民健康保険の脱退手続きを行ってください。国民健康保険の加入日は、加入の届け出をした日ではなく、加入要件を満たした日になるため、その日付までさかのぼって国民健康保険税が課税されることとなります。また、国民健康保険の脱退手続きが遅れると、社会保険の保険料と国民健康保険税を重複して支払うことになってしまいますので、いずれの場合も早めに手続きを行ってください。問 保険課国保年金医療係 ☎079-435-2581

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は国民年金の被保険者となります(厚生年金保険に加入している人を除く)。届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなったりした場合には、障害基礎年金や遺族基礎年金などが支給されなくなるおそれがあります。■ 届け出が必要とき 次のような場合には、届け出が必要です。①会社を退職したとき②扶養配偶者ではなくなったとき③海外から帰国(入国)したとき 届け出を必ず行っていただき、大切な年金の権利を守ってください。申 問 加古川年金事務所 ☎079-427-4740 問 保険課国保年金医療係 ☎079-435-2581



播磨町ホームページ

イベント情報はホームページのイベントカレンダーもご覧ください。

r.qrqr.comと表示されるQRコードはアクセス解析のためにCookieを使用します。アクセス解析は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。